［削る］

六　視覚障害者による公共施設又は公用施設の円滑な利用を図るための音声標識ガイド装置（施設内において音声により案内及び誘導を行う装置をいう。）の設置等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

19　平成二十八年度から平成三十一年度までの間に限り、第三条第一項第五号の規定の適用については、同号中「基準財政収入額が基準財政需要額」とあるのは、「基準財政収入額が基準財政需要額に地方財政法第三十三条の五の二第一項の額を加えた額」と、「算定した基準財政需要額」とあるのは、「算定した基準財政需要額に地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第百九号）第三条の規定を適用しないで算定した地方財政法第三十三条の五の二第一項の額を加えた額」とする。

20　平成二十八年度に限り、第三条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項第一号イの表第一号に係る額のうち総務大臣が必要があると認める額を当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎から除いて同号の額を算定することができる。この場合において、当該除かれた額については第五条第一項第一号イの額に含めて当該年度の三月分の特別交付税の額を算定するものとする。

（市町村に係る三月分の算定方法の特例）

第七条　平成二十八年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　水俣病影響地域の再生・振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人に出資するため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　平成二十七年台風第十八号のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業及び被災農家営農再開緊急対策事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

三　前条第一項第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

四　平成二十八年十二月二十二日新潟県糸魚川市に発生した大火について、次によつて算定した額の合算額

イ　第三条第一項第一号のイの表第一号二に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号二中「災害（火災を除く。）」とあるのは「災害」と読み替えるものとし、第五条第一項第一号イの表第二号の規定は適用しない。

六　次によつて調査した額の合算額に六分の一を乗じて得た額

イ　投票・期日前投票・不在者投票管理システムの導入に要する経費として総務大臣が調査した額

ロ　開票集計システムの導入に要する経費として総務大臣が調査した額

ハ　自書式投票用紙読取機の導入に要する経費として総務大臣が調査した額

七　視覚障害者による公共施設又は公用施設の円滑な利用を図るための音声標識ガイド装置（施設内において音声により案内及び誘導を行う装置をいう。）の設置等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

20　平成二十六年度から平成二十八年度までの間に限り、第三条第一項第五号の規定の適用については、同号中「基準財政収入額が基準財政需要額」とあるのは、「基準財政収入額が基準財政需要額に地方財政法第三十三条の五の二第一項の額を加えた額」と、「算定した基準財政需要額」とあるのは、「算定した基準財政需要額に地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第百九号）第三条の規定を適用しないで算定した地方財政法第三十三条の五の二第一項の額を加えた額」とする。

21　平成二十八年度に限り、第三条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項第一号イの表第一号に係る額のうち総務大臣が必要があると認める額を当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎から除いて同号の額を算定することができる。この場合において、当該除かれた額については第五条第一項第一号イの額に含めて当該年度の三月分の特別交付税の額を算定するものとする。

（市町村に係る三月分の算定方法の特例）

第七条　平成二十八年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　水俣病影響地域の再生・振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人に出資するため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　平成二十七年台風第十八号のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業及び被災農家営農再開緊急対策事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

三　前条第一項第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

四　平成二十八年十二月二十二日新潟県糸魚川市に発生した大火について、次によつて算定した額の合算額

イ　第三条第一項第一号のイの表第一号二に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号二中「災害（火災を除く。）」とあるのは「災害」と読み替えるものとし、第五条第一項第一号イの表第二号の規定は適用しない。